

【イギリス】 2013 年司法及び保安法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太郎

* 2013 年司法及び保安法(c.18)は、①情報機関等の監視体制の強化及び現代化を図りつつ、
②非公開で行う秘密資料の証拠調べの手続を損害賠償訴訟一般に導入するものである。

1 背景

従来、政府の情報活動に対する独立監視機関には、1994 年情報機関法 (c.13) 上の情報保安委員会 (Intelligence and Security Committee) 並びに 2000 年調査権限規制法 (c.23) 上の通信傍受委員 (Interception of Communications Commissioner) 及び情報機関委員 (Intelligence Services Commissioners) がある (注 1)。情報保安委員会は両院議員 9 人を委員とするが議事規則によらない法律上の組織で政府に属し、内閣府出身の事務局職員の法律的助言による委員会活動の独立性には懸念があった。

イギリスでは秘密資料の証拠調べを非公開で行う訴訟手続 (以下「不開示資料手続 (Closed Material Procedure)」) が個別にテロ対策法令等で定められ (注 2)、損害賠償を求める通常の民事訴訟では当事者の同意により当該手続が用いられてきた (注 3)。しかし、近年の最高裁判例で損害賠償訴訟でも法律によらなければ不開示資料手続を行うことができないとされ (注 4)、損害賠償訴訟上の当該手続の整備が課題となった。

政府は『緑書 司法及び保安』 (注 5) を公表し、①情報機関に対する監視体制を強化して国民の信頼の向上を図り、②秘密資料に関係する事件の裁判に必要な制度を整備し、及び③不開示資料手続の整備により国の安全の確保を図る旨の提案を行った。

2 制定の経緯等

緑書が公表されると不開示資料手続を「秘密裁判」とやゆする批判等が集中し、政府は秘密資料の範囲を「公益」ではなく「国益」を害するおそれのあるものに限る等して 2012 年 5 月 18 日に司法及び保安法案を上院に提出した。両院合同人権委員会が独自に行った法案に批判的な勧告 (注 6) に基づき、上院は法の適用範囲の拡大に関する国務大臣の命令制定権の規定の削除、不開示資料手続の要件の厳格化等の法案の大幅修正を行い、同年 11 月 28 日に法案を下院に送付した。下院は幾つか上院の修正を覆す与党修正を行い、2013 年 3 月 7 日に法案を上院に回付した。上院はこれに同意し、4 月 25 日に裁可を受けて 2013 年司法及び保安法 (以下「法」) が制定された。

その後、米国政府が大規模に収集した各国市民のインターネット上の個人情報を使い、イギリスの情報機関が使用していた事実が発覚し、クレグ (Nick Clegg) 副首相は情報機関の監視体制に関する法整備について政府内で協議を始める意向を示した (注 7)。

3 法の概要

法は本則 20 か条に附則 3 を伴う。以下その概要を紹介する。

(1) **情報保安活動の監視（法第 1 章・第 1 附則）** 1994 年情報機関法（以下「旧法」）の情報保安委員会を改組して議会の委員会とし、その法律上の監視対象を①国家保安局（いわゆる MI5）、秘密情報部（同 MI6）及び政府通信本部の情報 3 機関以外の政府機関による情報関係活動及び②重要な国益に関する情報機関の過去の作戦活動に拡大した。旧法と異なり、情報機関の長は、大臣が拒まない限り委員会の求めに応じ情報を提供する義務を負う。また、その委員は、旧法では首相が野党第 1 党の党首と協議後に任命したが、法では当該協議後に首相の指名により各議院が任命することとなる。

なお、首相の指示により情報機関委員の権限を拡大する規定も設けられた。

(2) **秘密資料の開示（法第 2 章）** 一部の刑事訴訟等で用いられる不開示資料手続を損害賠償訴訟に導入する。これは、傍聴（一般公開）に限らず当事者及び訴訟代理人の立会い（当事者公開）を禁止して行う証拠調べであり、次の 2 段階に分かれる。

① 国務大臣又は当事者は裁判所に対し当該訴訟が不開示資料手続の可能な事件である旨の確認（*declaration*）の申立てをすることができ、裁判所は、所定の要件があると認めるときは当該申立てにより又は職権でその確認の決定をすることができる。

② その後、当事者は資料又はその一部を特定して不開示資料手続を申し立てることができる。資料の開示により国の安全上の利益を害するおそれがあるときは、裁判所はその申立てを認容する。その立会いが禁止される当事者のため本来の訴訟代理人に代えて特別代理人が選任され、本人等に代わり不開示資料手続に立ち会うことになる。

注（インターネット情報は 2013 年 10 月 22 日現在である。）

- (1) 横山潔「イギリス『調査権限規制法』の成立」『外国の立法』214 号, 2002.11, pp.106-109. <http://dl.ndl.go.jp/info:ndl/jp/pid/1000526_.pdf>
- (2) *Current Closed Material Procedures*. <<http://consultation.cabinetoffice.gov.uk/justiceandsecurity/wp-content/uploads/2012/10/Current-CMP-Contexts-PDF.pdf>>
- (3) *Justice and Security Act 2013 – Explanatory Notes*. para.15. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/18/notes>>
- (4) *Al Rawi and others v Security Service and others* [2011] UKSC 34, <http://www.supremecourt.gov.uk/docs/UKSC_2010_0107_Judgment.pdf>; cf. *Tariq v Home Office* [2011] UKSC 35. <http://www.supremecourt.gov.uk/decided-cases/docs/UKSC_2010_0106_Judgment.pdf>
- (5) *Justice and Security Green Paper*. Cm 8194, The Stationery Office, 2011. <<http://consultation.cabinetoffice.gov.uk/justiceandsecurity/wp-content/uploads/2011/green-paper.pdf>>
- (6) Joint Committee on Human Rights, *Legislative Scrutiny: Justice and Security Bill*, Fourth Report of Session 2012–13, HL59 / HC370, London: The Stationery Office. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201213/jtselect/jtrights/59/59.pdf>>
- (7) "Spies to go under spotlight," *Guardian*, 11.10.2013, pp.1,4. <<http://www.theguardian.com/world/2013/oct/10/guardian-nsa-spies>>

参考文献

- ・ Alexander Horne, *Justice and Security Bill*, House of Commons Library, Research Paper, 12/80, 14 December 2012. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP12-80>>